

田原市芦ヶ池農業公園リニューアルPFI事業 競争的対話

No	書類名	箇所				項目	質問内容	回 答
		ページ	章	節	項			
1	要求水準書	4	2	1	(2)	敷地の立地条件	自然公園法関係の許可申請について教えてください。	自然公園法関係では行為着手予定日の約2か月前に申請書を提出してください。県公式サイト「あいちの環境」から様式ダウンロード可能です。行為の施工方法を明らかにした縮尺1/1000以上の図面が必要となります。
2	要求水準書	29	3	2	(1)	表6	「屋外休憩所」について、要求水準書P29 表6では「解体撤去し、再整備又は改修提案可」、質問回答（No.46）では「指定（撤去）は撤去してください。」とあります。どちらを優先すべきか。	レイクサイドゾーンの屋外休憩所(屋外テント)は、サンテドーム増築部の休憩施設利用により需要を想定した撤去・移設・改修の選択が認められるものです。要求水準書を「指定（撤去）」から「提案可」に修正します。
3	要求水準書	29	3	2	(1)	表6	温室を新設することはできないでしょうか。	改修あるいは移設しない場合、同程度の機能を有する施設を新たに整備ください。規模については提案とします。その場合、ランニングコストを抑える整備としてください。要求水準書を修正します。
4	要求水準書	32	3	2	(3)ウ	基礎構造	「基礎は原則として全て撤去すること。ただし、十分な根拠をもって説明できる場合には既存杭等を存置することができる。」の"十分な根拠"の想定を示してください。	十分な根拠としては「廃棄物の適正な処理に関する条例」において問題ないことが示せば結構です。例えば杭基礎を存置した方が地盤が緩まない等、杭が不要物（廃棄物）ではなく有用物であることが示す等が考えられます。この場合、従前建物の基礎は市財産とし、市が管理できるよう配慮されれば、行政として許容できるものと考えています。
5	要求水準書	33	3	2	(4)ウ	情報通信設備	公衆電話はデジタル、アナログのいずれでしょうか	アナログです。
6	要求水準書	38	3	3	(1)イ	管理・研修機能に関する諸室	「医務室」や「自習室」「デジタル図書室」「演習室」「予備室」の使用イメージを教えてください。また施設貸出（利用料金制）の対象となる室を示してください。	利用イメージとして、現在の事務室に併設している打合せスペースが「予備室」に該当、サラダ館にある図書スペース等が「デジタル図書室」「自習室」に該当します。いずれも現状は手狭であり、広く利用に供している状態にない認識しています。自習室、演習室は施設貸出（利用料金制）の対象となります。なおデジタル図書の利用受付等は提案に委ねたいと考えています。
7	要求水準書	38	3	3	(1)ウ	表9	厨房機器の費用負担について募集要項と要求水準書で異なります。	募集要項を優先とし、厨房設備はサービス購入料に含めるものとします。要求水準書は修正します。
8	要求水準書	39	3	3	(2)イ(7)	体験工房について	体験工房の席数、現在の利用状況を教えてください。	体験工房は収容人数100名、72席、新体験工房は収容人数80名、48席です。これまで同時に利用されることがありましたので、同じ機能を維持するようにしてください。直近1年間の利用実績について整理でき次第、速やかに提供します。
9	要求水準書	40	3	3	(3)エ	サンテガーデン	花のトンネルの位置は要求水準書とおり、サンテガーデンのみにしか設置できないでしょうか	花のトンネルはサンテガーデンに指定していましたが、特に指定しないものとして要求水準書を変更します。
10	要求水準書	46	3	6	ウ	建設工事中業務	工事の作業可能な時間帯に関する指定はありますでしょうか。	本事業に限定した形で指定する予定はありません。特定建設作業の届け出と県条例での規定を参照下さい。

田原市芦ヶ池農業公園リニューアルP F I 事業 競争的対話

No	書類名	箇所				項目	質問内容	回 答
		ページ	章	節	項			
11	要求水準書	46	3	6	ウ	建設工事中業務	建設工事での環境アセスメントの制約はありますか。（例：工事車両の排ガス規制等）	本公園に限った条件はなく、田原市内で実施する一般的な制約があると理解ください。
12	要求水準書	46	3	6	ウ	建設工事中業務	設備（LAN、電話、ネットワーク）、外構工事等で工事会社の指定はございますでしょうか。 既存施設の状況を教えてください。	指定の予定はありません。 既存施設については、電話回線はNTT、ネット回線はケーブルテレビ局の光回線となっています。
13	要求水準書	47	3	6	エ	什器備品の調達及び設置業務	現在の公園施設内での備品（机やイスなど）の事業者への譲渡、売却、処分について確認したい。	現状の備品については希望される場合には無償貸与を考えています。ただし、一部（トラックやトラクター等の車両類）は市の他部署への配置換えか事業者への売却を予定しています。 利用を希望されない備品類は、市にて再利用可能なものは引き取り、他は解体・撤去工事に含めてください。（令和7年公表の要求水準書に対する質問回答No.81も参照ください。）
14	要求水準書	54	5	2	(4)ア	農園の利活用業務	農園における基幹事業の利用者からの料金の収受、余剰野菜等の販売の取扱について確認したい。	要求水準書で基幹事業としている業務に対してサービス購入料をお支払いします。 体験農園などでの基幹事業で得られた苗や果実は市の所有となりますので、野菜等を余剰として販売される場合は価格について留意ください。余剰分の売上は、基幹事業のその他収入として位置づけます。周辺農園で同内容を行っている場合には、料金設定などにより民業圧迫にならないよう留意ください。
15	要求水準書	54	5	2	(4)ウ	サンテドーム（全天候型）の利活用事業	優先利用で示されているゲートボール大会等の受付などの運営は事業者が行うものでしょうか	要求水準書での優先利用を示しているゲートボール大会等は場所貸しであって、事業者が運営等を行う必要はありません。
16	要求水準書	55	5	2	(4)カ	遊具等の利活用業務	遊具の事業区分に関する考え方を改めて確認したい。	遊具利用を無料にて提供する場合は基幹事業に該当すると理解ください。（室内外を問いません。） 有料にて提供する遊具は自主事業が原則となりますが、有料とする場合でも料金を低廉にし、条例にて金額を定める場合は基幹事業の可能性が有ります。 （料金を条例によらず事業者にて設定する場合には 自主事業に区分されます。） 建物の一部を有料ゾーンとして区分する場合も同様です。 市への使用料は内容が固まり次第、回答します。
17	要求水準書	55	5	2	(4)カ	遊具等の利活用業務	既存の遊具等は必ず利用を継続しないといけないのでしょうか	現在の遊具のうち不具合があるものは撤去してもかまいませんが、全体量（利用可能人数）を維持できるようにしてください。
18	要求水準書		5	2	(4)ク	アクティビティ事業	「ストラックアウト」「トランポリン」の事業区分を確認したい	現状の「ストラックアウト」「トランポリン」は目的外使用として民間事業者が設置しているもので、公園施設ではありません。新たに「ストラックアウト」「トランポリン」を設置する場合は民間提案事業となります。
19	要求水準書	54	5	2	(4)サ	農業関連の先進技術の活用支援業務	社会実験・実証実験フィールドとしての活用の事業区分は基幹事業のみとして良いでしょうか	社会実験・実証実験フィールドとしての活用の事業区分は、要求水準書で示している（基幹事業・自主事業）とおりです。

田原市芦ヶ池農業公園リニューアルＰＦＩ事業 競争的対話

No	書類名	箇所				項目	質問内容	回 答
		ページ	章	節	項			
20	要求水準書	58	5	2	(4)セ	飲食施設	飲食施設での団体利用に関する実績データを教えてください	現在、確認中です。関連するデータがありましたら速やかに共有します。
21	要求水準書	58	5	2	(4)セ	飲食施設	キッチンカーの使用料を教えてください。	キッチンカーは自主事業として認めています。一時占有となるため、目的外使用料を予定しています。 市への目的外使用料は内容が決まり次第、回答します。
22	要求水準書	58	5	2	(6)イ	芦ヶ池の利用に関して	公園に隣接する「大ヶ坂池」の利活用は可能でしょうか。	「大ヶ坂池」の現在の管理者である地元自治会の了解が必要となります。また途中に市道があり、道路管理者との協議が必要になります。なお、過去に公園にて利用したことがありましたが、その時には池の草刈りなどの維持管理を負担していたので、同様の負担も求められると考えます。
23	要求水準書 添付資料 4					賃借収入	目的外使用料（2,822,545円）にあたる利用面積を示してください。	対象面積は794.781㎡です。
24	質問回答 資料 1						「本事業における施設使用料算定に係る考え方等について」での受益者負担の割合として「公費負担50%、受益者負担50%」は固定ですか	受益者の負担割合は固定です。想定費用と実際の額とが異なっていても不変です。精算を求めることはありません。
25	質問回答 資料 1						使用料について、業務区分・屋内外（建物を利用する場合・土地のみを利用する場合）などを整理して示してください。	別紙「特定事業の区分と収入及び支出の関係等について」を参照ください。
26	質問回答 (要求水準書)				No.40		回答欄に記載がありません。	修正版をホームページにアップします。
27	様式集						各様式の記入方法についても、随時、問合せを可能としてもらいたい。	「様式の記入に関する問合せ」ということであれば問合せ可能とします。 軽微な内容は電話・メール可としますが、基本は文章にて問い合わせください。
28	様式集						事業提案書の提出日は7月1日（火）までであれば、いつでも良いでしょうか。	7月1日（火）までであれば結構ですが、持参日時を事前に事務局までに連絡してください。
29	様式集						様式8-6・交付金について、現時点でわかっていることを教えてください。	補助金は、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）は上限10億円（事業費20億円）を想定しています。また、農村漁村振興交付金も上限2億円（事業費4億円）を想定しています。 交付金も考慮して整備費等を提案ください。今後、新しい情報があれば速やかに提供します。